

京都市告示第 2/2号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成16年6月16日

京都市長 榎本 頼 兼

道路の種類 市 道

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
醍醐経137号線	伏見区醍醐辰巳町9番地の2地先から同町21番地の36地先まで	メートル 83.50	5.50 ～メートル 12.50
伏見西部第三経1号線	伏見区横大路下三栖山殿49番地の1地先から同町26番地の1地先まで	186.90	6.00 ～ 10.80
伏見西部第三経2号線	伏見区横大路下三栖山殿38番地の2地先から同町25番地の1地先まで	256.40	6.00 ～ 13.10
伏見西部第三経3号線	伏見区横大路下三栖東ノ口町6番地の2地先から同町7番地の3地先まで	73.90	8.00～ 11.10
伏見西部第三経4号線	伏見区横大路下三栖東ノ口町12番地の4地先から同区横大路下三栖里ノ内62番地の1地先まで	221.50	7.00～ 15.50
伏見西部第三経5号線	伏見区横大路下三栖東ノ口町36番地の2地先から同区横大路下三栖里ノ内124番地の5地先まで	315.30	8.00～ 12.20
伏見西部第三経6号線	伏見区横大路下三栖里ノ内27番地地先から同町66番地地先まで	287.00	8.00～ 11.10

伏見西部第三 緯1号線	伏見区横大路下三栖里ノ内62番地の1地先か ら 同町33番地の1地先まで	86.60	8.00~ 15.50
----------------	--	-------	----------------

(建設局道路部道路明示課)